

千葉県立仁戸名特別支援学校「いじめ防止基本方針」

平成 30 年 4 月 1 日

1 いじめの防止のための対策に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

※ この法方針において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
(以下 児童生徒という。)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめの兆候や発生を見逃さず、本校は組織的かつ迅速に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめほどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢も全教職員で共有するとともに、いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童生徒が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行う。

(学校及び職員の責務)

本校は、法令及び基本理念にのっとり、在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を果たす。

2 いじめの未然防止組織及び学校いじめ問題対策組織について

本校は、いじめを早期に発見するため、いじめの未然防止組織及び学校いじめ問題対策組織を設置し、在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

(いじめの未然防止・学校いじめの早期発見等のために「いじめ防止対策委員会」の常設)

< 構成員 > 校長 教頭 教務主任 各部主事 生徒指導主事 養護教諭

- ・いじめ防止対策委員（校外委員）田中秀子（淑徳大学教授）
伊藤正美（松ヶ丘中学地区地域運営委員会会長）
* 校外委員には、年 3 回内容を報告し意見を頂く

<いじめの早期発見のための措置>

- ・年間計画に基づき、道徳や学級活動、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間作り実践プログラム等で、全ての学部・学級でいじめ等に関する指導を行う。その際、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動も支援する。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開（児童生徒一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）し、いじめを含めた問題行動に対する児童生徒一人一人の自己有用感を高める。また、いじめの傍観者とならないために、いじめについて相談することや通報することの重要性（いじめゼロ宣言【はなす勇氣】やいじめられていることを【はずかしい】【みじめ】であると考えない等）を理解できる指導を行う。
- ・いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上に関する研修を行う。（過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する場合や教職員の不適切な発言〈差別的発言や生徒を傷つける発言等〉や体罰がいじめを助長する事実等も認識に、厳にこれを慎む。）
- ・児童生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。
- ・いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止基本方針を児童・生徒、保護者に周知する。
- ・休み時間や放課後等を含めた授業時間外の児童生徒の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に努める。
- ・児童生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・定期的なアンケート（インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける）調査を6月、10月、2月の年間3回行い、また、いじめへの相談体制は、年間を通して実施することで、いじめの実態把握と早期解決に徹底して取り組む。

（いじめを認知した場合はその解決に向けて学校長が「学校いじめ対応委員会」を設置）

<構成員> 校長 教頭 教務主任 各部主事 生徒指導主事 養護教諭 コーディネーター
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー クラス担任

*スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは必要に応じて、県教育委員会より派遣

3 いじめを認知した場合の対応について

<いじめに対する措置>

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに「学校いじめ対応委員会」と情報を共有する。
- ・「学校いじめ対応委員会」を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、県教育委員会に報告するとともに、被害者、加害者の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく医療機関や所轄警察署等と連携をとり、いじめの解決を行う。

- ・いじめられた児童生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめを行った児童生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるように指導する。また、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を行う。
- ・いじめの加害者や周辺の児童生徒への聞き取り調査に関しては、聴取の体制や聴取場所の環境を整え、暴言や威圧等の調査を厳に慎む。また、教職員が一定の情報を共通認識し、いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）を掛けることのないようにする。
- ・被害児童生徒の保護者からの訴えがあった場合、その後の経過報告を迅速かつ丁寧に行う。
- ・記録は他者が見てもわかりやすいように、必ず時系列でとる。
- ・不登校になった場合の働きかけ（登校刺激等）は、保護者との共通認識を図った上で行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行う措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

4 いじめの相談・通報について

- ・児童生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるように、相談・通報窓口（「いじめ防止対策委員会」）の設置をおこなう。

【相談・通報窓口 仁戸名特別支援学校 043-264-5400 校長 渡辺 あけみ】

- ・児童生徒に、学校以外のいじめ相談・通報窓口があることを知らせる。

- ・子どもと親のサポートセンター電話相談窓口 0120-415-446(千葉県内のみ)24時間対応
電子メールアドレス：saposoudan@chiba-c.ed.jp
ファクス番号：043-207-6041

- ・「24時間子供SOSダイヤル」：0120-0-78310（なやみ いおう）

5 重大事態への対処について

重大事案とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義する。

児童生徒が、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事案が発生した際は、速やかに連絡、報告を行い初動対応行う。
（学校内：発見者→担任→学部主事→生徒指導主事→教頭→校長→教育委員会）
- ・教育委員会と協議の上、当該事実に対処する「学校いじめ対応委員会」を招集する。

- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査結果を、教育委員会に報告する。
- ・調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

6 公表、点検、評価等について

いじめは隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため学校いじめ防止基本方針が、機能しているか定期的に点検し、適正な取り組みがなされているかを厳正に評価する。

<措置>

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・年度毎に、いじめに関しての統計と傾向の分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめ問題への取組を、保護者、生徒、校外委員、教職員で評価し、評価結果を踏まえて学校いじめ防止基本方針の改善を行う。

7 年間計画について

いじめの未然防止、早期発見には、組織的・計画的に取り組むことが大切である。組織体制を整備するとともに、年間計画により学校全体でいじめ防止に向けた取り組みを進めることとする。

		会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4月	前期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 定例会議 情報の共有（報告） アンケートの計画 実施・集計・分析 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 道徳・特別活動等 の年間計画により 展開 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学部・学級毎に児童 生徒の観察 長期休業の過ごし方 </div>
5月				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アンケートの実施・集計 </div>
6月				
7月				
9月				
10月	後期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 校外委員への報告 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ネット環境の利用 人間関係づくり </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アンケートの実施・集計 </div>
11月				
12月				
1月				
2月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> アンケート実施 まとめ 公表 校外委員への報告 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 人間関係づくり </div>
3月				